一　地域再生計画の作成主体の名称　岐阜県及び郡上市
二　地域再生計画の名称　人と自然が調和したふるさとまちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　郡上市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第六十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第百十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　静岡県及び静岡市
二　地域再生計画の名称　「都市の発展」と「暮らしの充実」を支える静岡市交流まちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　静岡市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第六十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第百四十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛知県及び豊田市
二　地域再生計画の名称　「暮らし満足都市」地域交流計画
三　地域再生計画の区域の範囲　豊田市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第六十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百六十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　三重県
二　地域再生計画の名称　三重県企業拠点強化（本社機能移転等）促進プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　三重県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第六十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第九十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　三重県度会郡南伊勢町
二　地域再生計画の名称　美しい自然を守りともに生きるまち・・南伊勢
三　地域再生計画の区域の範囲　三重県度会郡南伊勢町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第六十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百二十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　甲賀市
二　地域再生計画の名称　里山の自然と人が共生する快適なふるさとまちづくり再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　甲賀市の区域の一部（水口町、甲南町及び信楽町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第七十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百四十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　大阪府及び河内長野市
二　地域再生計画の名称　「奥河内」農と緑のふるさと地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　河内長野市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第七十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百六十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　大阪府
二　地域再生計画の名称　大阪府地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市及び阪南市並びに大阪府三島郡島本町、豊能郡豊能町及び能勢町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、田尻町及び岬町並びに南河内郡太子町、河南町及び千早赤阪村の全域並びに堺市、守口市及び東大阪市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第七十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第二百五十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鳥取県及び鳥取市
二　地域再生計画の名称　『連携・安心による因幡のまちづくり』
三　地域再生計画の区域の範囲　鳥取市及び鳥取県岩美郡岩美町の全域